

会 員 規 約

All Time Fitness Club



Full B

physical therapy.exercise.training etc

produce by TAKEHANA osteopathic clinic

presented by



令和 6 年 3 月 15 日改訂

会員規約

■会員規約

第1条（名称と所在地）

本施設は、「All time fitness club FULLB（オールタイム フィットネスクラブ フルビー）」（以下、当館）と称します。

所在地/岐阜県羽島市竹鼻町狐穴 1196 番地

第2条（運営主体）

当館は、「株式会社 Caprice（株式会社カプリス）」（岐阜県羽島市竹鼻町狐穴 1196 番地：以下、当社）が管理運営の主体となります。

第3条（目的）

当館は、会員の基礎体力・人間力の向上、健康維持、増進に努めることを目的とします。（会員制）

- ① 当館は会員制とします。
- ② 会員が当館を利用するときは当館に静脈認証の情報を登録、提示します。

第4条（会員資格等）

会員は、当館の目的に賛同し、本規約を承諾する方、及び団体とし、会員の当館の利用は医師から運動を禁じられていない方とします。（但し、当館が特別に認めた場合はこの限りではありません。）なお、以下の各号に該当する方、また将来にわたっても保証されない方については入会ができません。

- ① 暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある方
（暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者も含む）
- ② 暴力団準構成員、暴力団関係企業の役員、従業員、または株主もしくは実質的支配者等の関係者、総会屋等の市民社会の秩序や安全を脅かす方、またはそのような団体と密接な関係にある方。
- ③ 社会通念上、前各号に該当すると思われる行動、言動、外見をされている方。
※刺青をされている方に関しましてはサポーター着用の上、他の利用者様に配慮をしての当館利用は可。
- ④ 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の方は、親権者の同意が必要となります。この場合、親権者は自らが会員か否かに関わらず本規約に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。

第5条（会員の種類）

- 1 当館の会員の種類、及び権利は別途定める「入会申込書 等」が適用されます。
- 2 必要に応じて会員の種類を新規に設定し、または廃止することがあります。
設定、廃止などを行う場合、当館は事前にホームページ、書面、または施設内の掲示などにて告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第6条（入会手続き）

当館入会の際は、所定の入会申込書に必要事項を明記の上、登録手数料、会費、その他、当館が必要と判断する添付書類を添えて手続きをしていただきます。

入会申し込みを受け付けた後でも当館が行う審査の結果、入会をお断りする場合があります。いかなる場合も審査方法、審査過程、および審査の内容は開示致しません。

※「入会申込書」別途参照

第7条（諸手続き）

会員は、会員種類の変更や退会など、契約内容変更や契約期間終了の際は、所定の方法で手続きを完了しなければなりません。また、会員が入会申込時に記載した内容に変更があった場合（転居、氏名の変更など）は速やかに変更手続きを完了しなければなりません。この場合、変更届出の効力は当館の変更事務処理終了により生じるものとします。

第8条（入会金・事務登録手数料・月会費料金等）

- 1 入会金・事務登録手数料・月会費等は、当館が定める所定の方法（同条2項）で納めていただきます。
- 2 当館は現金支払い、または、クレジットカード決済にて月会費等を納めていただきます。
- 3 会員は、施設利用の有無にかかわらず、当館指定の契約内容の中で、ご自身が決められた契約に基づいた契約期間の月会費金額を支払わなければなりません。
- 4 一度納められた入会金、事務登録手数料、月会費料金などは、原則返金致しません。

第9条（会員証）

- 1 当館は会員証を発行致しません。
- 2 当館を利用する際は、静脈認証の登録を行い、入館をすることとします。
- 3 静脈認証は、本人のみ有効であり、会員は第三者を同行させることは出来ません。
また登録の際には本人以外の静脈登録は出来ません。

第 10 条（予約）

パーソナルトレーニング、姿勢カム等の有料サービスは予約制になっております。

予約された有料サービスは他人に譲渡、転売することはできません。

一度納められた有料サービス料金は、利用の有無にかかわらず、原則返金致しません。

第 11 条（退会手続き）

会員は、当館を退会する際は、所定の退会届を当館が定めた締切日までに提出しなければなりません。

※「退会届」別途参照

第 12 条（ビジター）

当館は、会員がお連れになった会員以外のお客様（以下ビジターという）に施設を午前 10 時から午後 6 時（当館のスタッフ、または関係者が対応できる場合はこの限りではない）までの間で見学していただくことは出来ますが、利用していただくことは出来ません。

当館スタッフが立ち会えない場合のビジターの入館は不法侵入となります。

また、ビジターをお連れになった会員も不法侵入補助となります。

いかなる理由があろうと会員以外の入館は認めませんので予めご了承下さい。

第 13 条（会員資格の喪失）

1 当館は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員に対して当館の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに会員資格を喪失することができます。

但し、会員は当館から施設の利用を制限または禁止、喪失された場合であっても第 8 条に定める諸経費を支払います。

① 会費が未納の方（契約期間の種類に応じて定められた月会費は第 8 条の支払い方法にて、入会時に納めた月会費の期限の 1 ヶ月前に翌月分もしくは 3 ヶ月分、半年分を納めることとする。）指定の期限を超えたにもかかわらず月会費を納めない方をいいます。

② 当館の名誉を傷つけ、秩序を乱した方

③ 入会に際して虚偽の申告をされた方

④ 死亡したとき。（法人会員の場合は解散または破産の申し立てを行ったとき。）

⑤ その他、当館の目的にふさわしくない行為をされた方

2 会員が、次の各号のいずれかに該当し、当館からの要請を受け入れない場合、当該会員は会員資格を喪失します。この場合の取り扱いは前項に準じます。

- ① 第4条の各号のいずれかに該当する方
- ② 会員規約、利用規約、その他当館の諸規則に違反する方
- ③ 前項に基づき当館が本規約に基づく会員資格の喪失によって会員に損害が生じた場合であっても当館は、その損害を賠償する責を負わないものとします。

第14条（損害賠償）

- 1 当館は、施設利用に際して会員または第三者に生じた人的、物的事故については一切の責任を負いません。会員がお連れになったビジターについても本規約を適用致します。
- 2 会員が当館の施設利用に際して当館または第三者に損害を与えた場合、当該会員は速やかにその賠償の責に応じるものとします。なお、会員と共にお願いいただいたビジターについては、その会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責に応じるものとします。
- 3 但し、事故または損害を与えた原因が明らかに当館の過失または器具類の不具合による場合は、前各号の適用はありません。

第15条（盗難）

会員が当館の利用に際して生じた盗難については、当館は一切損害賠償の責を負いません。警察からの要請があれば防犯カメラの映像の提出などには応じます。

第16条（紛失・忘れ物）

- 1 会員が当館の利用に際して生じた紛失については、当館は一切損害賠償の責を負いません。
- 2 忘れ物については、一定期間（1ヶ月）保管した後、処分させていただきます。

第17条（禁止事項）

- 1 所定の場所以外での飲食、喫煙
- 2 酒気を帯びてのトレーニングやふざけて行うトレーニング、ご自身の限界を超えた重量などの無理のあるトレーニング行為
- 3 外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方の施設利用
- 4 飲食物、危険物及びペットの持ち込み
- 5 賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で、他の利用者様に迷惑を及ぼす行為
- 6 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等
- 7 無許可のアンケート協力等の依頼行為

- 8 他人を誹謗、中傷する行為
- 9 他人に対する暴力行為や威嚇行為
- 10 痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為
- 11 施設内に落書きや造作をする行為
- 12 当館利用時に大声を発する行為
- 13 器具を床に落とすなど、故意に音を立てる、又は振動を与える行為
- 14 立ち入り禁止区域への立ち入り
- 15 営業妨害とみなされる行為
- 16 無許可での各種設備設定の変更
(空調・照明・音響等を含むがこれらに限らない)
- 17 当館の従業員及び関係者に対する退職の勧誘、他社への就職斡旋、引き抜き、その他これらに類する行為
- 18 会員でないものを当館に入館させる行為は、たとえどんな理由があろうと固くお断りいたします。防犯カメラ映像、入館履歴などで確認がとれた場合は、不法侵入、不法侵入補助で告訴致します。
- 19 刃物などの危険物の当館への持ち込み
- 20 他人や当館従業員に対し待ち伏せ、後をつける、またはみだりに話しかける行為
- 21 正当な理由なく面談、電話、その他の行為で当館従業員などに迷惑をかける行為
- 22 その他、当館の施設目的にそぐわない行為

第 18 条 (休館日)

当館の休館日は、特別点検・修繕等の場合の臨時休館、天災地変等、その他やむを得ない事情により当館の営業が不能となった場合とします。

第 19 条 (施設・設備・サービスの廃止と利用制限)

- 1 天変地異、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合に当館は、施設・設備・サービスの全部もしくは一部を廃止し、またはその利用を制限することができます。
- 2 施設・設備の改造、改築、整備などを行う場合または経営上必要があると認められた場合に当館は施設・設備・サービスの全部もしくは一部を廃止し、またはその利用を制限することができます。その告知は、ホームページ、書面、施設内の掲示などにより行います。
- 3 当館は前 2 項の他、施設の管理上やむを得ない場合には予め告知の上休館することがあります。この告知は、ホームページ、書面、施設内の掲示などにより行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日についてはこの限りではありません。

- 4 前各号の場合、会員は当館に対して損害賠償等の一切の請求をできないものとします。

第 20 条（入会金・事務登録手数料・月会費料金等の変更）

当館は、本規約に基づいて会員が納入すべき入会金・事務登録手数料・月会費料金等を諸般の事情により変更をすることができます。この場合、当館は原則として 1 ヶ月以上前までにその内容をホームページ、書面、または当館内の掲示などにて通知するものとします。

第 21 条（駐車場）

当館の駐車場は共同駐車場となっております。

車でお越しの利用者は以下の各号を理解、遵守し、第三者に迷惑とならないようにすること。

- ① 当館にご用のない方の駐車はお断りします。
- ② 当館関係者、会員以外の方の駐車はお断りします。
- ③ 当駐車場内での事故・盗難等につきましては一切責任を負いません。
- ④ 騒音など近隣の方の迷惑になる行為はおやめ下さい。

第 22 条（利用規約）

- 1 当館の利用規約は別途設けます。
- 2 会員は利用規約を遵守する義務を負います。

第 23 条（合意管轄）

本規約に関する一切の訴訟については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条（規約の発行）

- 1 本規約は令和 3 年 5 月 31 日から発効します。
- 2 本規約は、随時、必要に応じて改訂されることがあります。この場合は原則として当館ホームページ、書面、または当館内の掲示などにより通知します。改訂した場合は、その効力はすべての会員に及ぶものとし異議なく新しい規約を遵守されるものと致します。